

別紙

第4号様式（厚木市情報公開条例施行規則第3条関係）

行政文書非公開決定通知書 令和7年4月7日 様 厚木市長 山口 貴 裕 令和7年3月23日に請求のありました行政文書の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、厚木市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。	
公開請求に係る行政文書の件名	2) 「令和6年1月25日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「該当するような行政文書を取得及び作成していないため存在しません」となっているが、「なぜ作成（取得）していないのかを記述した」行政文書。
公開しない理由	文書不存在 請求対象文書は、作成及び取得をしていないため。
担 当	健康こどもみらい部青少年課青少年施設係 電話番号 046-225-2581

- 備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に厚木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に厚木市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 3 号様式 (厚木市情報公開条例施行規則第 3 条関係)

行政文書一部公開決定通知書		
令和 7 年 4 月 7 日		
様		
厚木市長 山 口 貴 裕		
令和 7 年 3 月 23 日に請求のありました行政文書の公開については、次のとおり一部を公開することと決定しましたので、厚木市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。		
公開請求に係る行政文書の件名	1) 「令和 7 年 3 月 4 日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「その存在を確認することができなかった」ことに至った過程（会議録、意思決定形成過程、決済等）を記録したあらゆる行政文書。また、在職職員の範囲（委託会社や警備会社等を含んでいるのか）や退職職員への可能な限りの開き取りが実施しない意思決定に至ったことが明確に分かる過程（上と同じ）を記録した行政文書。	
公開の実施方法	1 閲 覧 2 写しの交付 3 視 聴	
公開の日時及び場所	令和 7 年 4 月 9 日 午後 1 時から 1 時 30 分までの間に、 <u>市政情報コーナー</u> にお越しください。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない	部分	行政文書公開請求を行った者の氏名、住所、電話番号
	理由	厚木市情報公開条例第 7 条第 1 号該当 特定の個人を識別できる情報であるため
担 当		健康こどもみらい部青少年課青少年施設係 電話番号 046-225-2581

備考 1 行政文書の公開を受けるときには、この通知書を提示してください。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚木市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に厚木市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

答 申 第 3 5 2 号
平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委 員 長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 1 月 2 5 日付け安整第 1 3 7 7 号一 1 による下記の諮問について、次の とおり
答申します。

記

諮問第 4 4 6 号

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日付け安整第
9 4 5 号及び平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日付け安整第 1 1 1 2 号で行った 行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

諮問第 4 4 6 号

答 申

第 1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成 22 年 10 月 20 日付け安整第 945 号で通知
した行政文書不開示決定を取り消すべきである。
実施機関のその余の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成 22 年 10 月 20 日付け安整第 945 号で通知した行政文書不開示決
定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 22 年 11 月 19 日付け安整第 1112 号で通知した行
政文書不開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 と併せ「本件決定」という。）を
取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1） 収受印について

- ア 収受印は平成 19 年 4 月に変更になったものである。
- イ 平成 18 年度以前に収受印が存在しないのに、保存期間が経過したことから平成 17 年度以
前に対象文書が存在していたが保有していないとしている。
- ウ 平成 18 年度以前に存在していた証拠はない。
- （2） 平成 19 年度に収受印が購入されていたのだから、当然存在しなければならない支出伝票
がないなら、単に「廃棄した」との理由でなければならない。
- （3） 勝山小学校の耐震偽装と建築確認申請書類の改ざんの隠べいが明らかになっても隠べい
をし続けるのは許されない。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成 22 年 9 月 21 日付けで「H19. 4 月の収受印の支出負
担行為支出伝票（添付書類含む。）」の行政文書開示請求（以下「本件請求 1」という。）を、
平成 22 年 10 月 22 日付けで「別添安房地域整備センター収受印の支出負担行為支出伝票
（H19. 4 月に建築宅地課で押印された書類に使用されたものが対象）」の行政文書開示請求（以
下「本件請求 2」といい、本件請求 1 と併せ「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求 2 には、「安房郡鋸南町立勝山小学校に係る平成 19 年 10 月 1 日付け仮預か
り審査願書」が添付されていた。

2 本件決定について

本件請求に対し実施機関は、平成 19 年 4 月に安房地域整備センター建築宅地課で押印した
収受印の支出負担行為支出伝票を本件請求に係る対象文書と特定（開示請求時における異議申
立人とのやりとりを通じ確認済み。）した。

そして、平成 19 年 4 月に起票した需用費に係る支出負担行為支出伝票及び平成 18 年度の需

費用に係る支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊を検索したが対象文書は存在せず、また、平成17年度以前の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は、保存期間経過のため廃棄済みであった。

以上のことから、実施機関は本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに事務局職員による実施機関の事務所の現地調査結果をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求の内容及び本件決定について

本件請求の内容及び本件決定については、実施機関の説明のとおりである。これに対し異議申立人は、平成22年12月17日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件請求に係る対象文書の特定について

本件請求に係る対象文書は、本件請求に係る開示請求書及び実施機関が提出した本件請求1に係る開示請求時の開示請求者との対応メモの内容から、平成19年4月当時、安房地域整備センターで使用されていた収受印のうち、円形の印影の上段に安房地域整備センター、中段に年月日、そして下段に収受と押印される収受印（以下「本件収受印」という。）に係る支出負担行為支出伝票（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

なお、収受印を購入する際の予算の支出科目は需用費とのことである。

3 本件対象文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を廃棄した旨主張するので以下のとおり検討する。

(1) 行政文書の保存期間について

本件請求のあった平成22年度当時の千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号）第10条及び別表により支出負担行為支出伝票の保存期間は3年と定められていた。

(2) 行政文書の廃棄について

千葉県行政文書規程（昭和61年千葉県訓令第13号。以下「訓令」という。）第48条第3項は、行政文書を廃棄したときは当該行政文書を廃棄した旨の記録を行うものとして規定し、当該記録は平成17年4月25日付け政令第37号総務部長通知により10年間保存することとされている。

(3) 安房地域整備センター（現安房土木事務所）の現地調査について

ア 事務局の職員をして、実施機関の事務所に保存される簿冊類を確認させたところ、平成17年度以前の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は存在せず、また、存在する平成18年度以降の需用費に係る支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊に本件対象文書は存在しなかった。

イ 本来保存されていなければならない行政文書廃棄記録について、需用費に係る支出負担行為支出伝票の廃棄記録が存在していなかった

ウ 本件収受印の最も古い印影は、平成18年3月31日付け館都第1150号「館山都市計画審議会の開催について（通知）」に押印された、平成18年4月4日のものであった。

(4) 本件対象文書の作成年月について

上記のとおり本件収受印は、少なくとも平成18年度当初には存在していたことから、本件対象文書は、平成18年3月以前に作成された可能性が高いものと認められた。

(5) 本件対象文書の不存在について

前記(4)のとおり、本件対象文書は、平成18年3月以前に作成された可能性が高いものと認められ、そして(1)のとおり、支出負担行為支出伝票の保存期間は3年であり、また(3)アのとおり、平成18年3月以前（平成17年度以前）の支出負担行為支出伝票を編冊した簿冊は存在していない。

このことから、実施機関の主張するとおり、本件対象文書は保存期間経過により廃棄されたであろうことは推測可能である。

しかし、実施機関により廃棄記録が作成及び保存されていないことから、不存在の理由が、保存期間経過による廃棄によるものかどうか当審査会は判断することはできない。

4 理由付記について

(1) ところで、本件決定1において実施機関は、不開示（不存在）決定の理由について「開示請求に係る行政文書を保有していないため。」とのみ記載する。

(2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」と規定する。

理由付記について最高裁判所第一小法廷（平成4年12月10日）は、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示するものである。

なお、最高裁判例で「本条例」とされている東京都公文書の開示等に関する条例（昭和59年東京都条例第109号）第9条は、条例第8条に相当する条文である。

(3) 実施機関が、本件決定1に係る行政文書不開示決定通知書に記した、単に不存在である旨だけの記載は、行政文書が存在しない根拠として、最小限、典型的に、情報公開請求に係る行政文書は作成されていないのか、作成されたがその後破棄されたのかなどを具体的に付記しなければ、条例12条第3項の定める理由付記の要件を満たさないといえるべきである。

(4) よって、本件決定1は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

5 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

理由付記に不備があるから、本件決定1を取り消すべきである。

7 附言

事務局職員による現地調査によると、行政文書の廃棄記録が適切に作成されていないとのことであった。

そもそもこのこと自体訓令違反であり、厳に反省すべきものであるが、本件のような行政文書の存在が争われる事案では廃棄記録の存在それ自身が実施機関の事務処理の適切さを証明する唯一の証拠となり得るものである。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、早急に再発防止のための方策を確立することを、強く要望する。